

パネルディスカッション

「水害に強い地域づくりを目指して -それぞれの役割を考える」

京都大学防災研究所教授 多々納裕一さん
 住民会議座長 大橋正光さん
 行政部会委員 高月町副町長 田中久二さん
 滋賀県知事 嘉田由紀子



多々納教授 こんにちは。京都大学防災研究所の多々納裕一と申します。今日はこのパネルディスカッションのコーディネーターをさせていただきます。進め方なのですが、まず最初、パネリストの皆さまから 10 分程度ずつそれぞれのお話をいただきながら、その間に皆さまにいろいろ質問やご意見をご準備いただきたいと思います。先ほど司会からお話がありましたように、黄色い紙が皆さまの資料の中に入っていると思います。こちらのほうにどのパネリストの方に聞きたいか、どういうテーマかという質問を書いていただきまして、手を挙げていただきますと、スタッフがおりますのでスタッフが取りにまいらせていただきます。それを後で集めまして、後半部分のディスカッションにつなげていきたいと思っております。よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

今日は、片田先生から、最後に一言で、何でしたか、難しい言葉だったので、今、見ますと、「居安思危（こあんしき）」という言葉で教えていただきました。「安きに居りて、危うきを思う。思えばすなわち備えあり。備えあれば憂いなし。」実は、これと同じことが、この「水害から命を守る地域づくり滋賀県民宣言」の中にも、若干入っております。それは、言葉遣いは違うのですが、先ほど、樹の図

を見ていただいたと思います。これが全体の提言の概要版といいますが、一つにすべてを込めたものです。その一番最初の行、樹のところにあります、「水害から命を守る地域づくり」これが全体の目標ですが、その下に書いてある、「水害は必ず起こるといふ覚悟を持って、いくつかの対応のできる地域づくりをしていきたい」ということでございます。

今は「安きに居る」わけですが、そういう状況の中で、危険が襲ってくるという状況に備えるという覚悟を持って、住民自らが進んでいくべきだ、ということが住民会議での一致した結論でございました。そういう議論を踏まえてできましたこの県民宣言を、今日、大橋座長様のほうから知事にお手渡しいただいたわけですが、その機会をとらえまして、今後の滋賀県の治水に対する政策、あるいは今後の取り組みについて議論できればと思っております。

それではさっそくパネルディスカッションに入っていきたいと思います。まず、トップバッターとして住民会議の座長を務めていただきました、大橋様からお話をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

大橋氏 大橋でございます。私から今日まで私が体験してきた水害体験を初めにしゃべらせていただいて、その後住民会議からの提言の概要という形でお話しさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

私が水害を体験した、一端の思いでございますが、私は日野川の JR 付近に住まいをしております関係で、台風や大雨による水の怖さというものを身近に感じているものでございます。また、古来より治水については、遊水地、二線堤、防備林を兼ね備えている地区でもあります。特に私が地域の知恵について体験させていただいたのは、昭和 34 年の伊勢湾台風のことです。住まいから約 3 km の範囲で 4 か所の決壊がありました。幸い犠牲者は出さなかったものの、橋の流出や田畑の冠水、床上浸水などの

大きな被害が発生したのです。その時、私たちの集落では、日野川の水が一定量に達すると、水害経験者の呼びかけで公民館に召集されます。水の増水状況を見張る人、情報を把握する人、土嚢を作る準備をする人、炊き出しの準備をする、また、一人住まいのおばあちゃんのほうへ訪問するなど。そして、今持参しております、この、半鐘と言っておりますが、釣鐘。これで「危ないよ」ということで、町内を回るわけでございます。そのようなことが町内では指示をされ、出来上がっておったわけです。今振り返れば、みんなで手分けして、水害に備える取り組みが出来ていたのではなかろうかと思うのです。普段から、地域で生活の知恵が定着していたのだと思います。しかし近年、身の危険を感じる洪水が少なくなり、住民が油断し、経験者も貴重な人材になりつつあります。今後は住民の危機意識の薄れで、水害への対応に一抹の不安を感じるのが現実です。

さて、私と川とのかかわりは、幼いころから魚つかみや水遊びなどで、いつも川で遊んでいた記憶がございます。平成9年の河川法の改正後、滋賀県のパイロット事業として日野川の川づくり会議が開催され、近寄りがたい川を親しみやすく近寄れる川にして、次世代に引き継ぎたいとの思いで参加させていただきました。そこで日野川の未来像の作成にかかわってまいりました。その後、有志60数名でNPO法人、日野川を見守る会を設立いたしました。川筋の歴史、水質調査と自然観察の活動をしてまいりました。今は、地域で点在している半鐘の調査と地域防災について、日野川を愛する仲間たちと取り組んでいます。

私たちの集落では、古来より先人達から歴代の自治会長に受け継いでいる、この半鐘がございます。この半鐘には、万治3年、西暦でいいますと1660年、3月桐原郷池田村地下(じげ)と刻まれております。町内のことを昔は地下と呼称されましたからでしょうね。だから、実に348年、今からさかのぼるわけでございます。集落を水害から守ってきた、私たちは宝物として大事に保存をさせていただいております。来年度は伊勢湾台風50年。偶然にも半鐘を迎えて350年ということになりますので、地域防災のイベントの企画を考えていきたい、そして危機意識の向上に努めていきたい、そんな思いでございます。

また、提言の内容の説明に入るわけですが、皆さま方にもお手元に届いております「水害から命を守る地域づくり滋賀県民宣言」の冊子の中に、先ほど申された3ページ内から4ページにかけて樹形図で住民会議の議論を詳細に記載されておりますので、熟読いただきたいと思いますが、ここでは提言の概要のみを説明をさせていただきます。

と思います。

最近の地球温暖化による集中豪雨が、全国的に多発し、川の氾濫による被害が各地で起こっております。それに対する備えが不十分なことから、滋賀県では流域治水を掲げられ、その対策の実現に向けて取り組まれておられます。一方、住民は水害への備えと危機意識の薄らいでいることから、滋賀県全域で選出されたわれわれ10名の委員で流域治水検討委員会住民会議が開催されました。住民会議では流域治水対策を推進するために、「自助、共助においての県民の役割、県民が公助に期待する事柄」について8回の積極的な議論と、7回の作業部会を重ね、「水害から命を守る地域づくり滋賀県民宣言」としてまとめるに至りました。

この議論の結果、「皆で伝えあうわかりやすい情報」、「誰もが役割を果たす」、「地域は地域で守る」、「社会と連携する」という4つの柱が、地域の防災力を高めるために必要と考えました。たとえ洪水がきても、壊滅的な被害を防がなければなりません。水害は必ず起こるという認識を持って取り組むことを、県民の責務といたしました。また、行政がすべきことといたしましては、「確実に河川の維持管理を行い、現状の治水機能を確保する、そして、効率的な河川整備を実施し、治水機能を高めることに引き続き努力して進めていただく」ことはもちろんであります。また、「住民との対話の機会を増やすこと」や、「伝える情報を用意し、それを住民に伝わるように工夫する」、「地域として、住民として、今、何をやらねば、というきっかけの構築」、「行政と住民との連携を踏まえ、コーディネーターの養成や褒章制度の確立」、「危険箇所の無防備な土地利用や建築がされないよう、水害に強いまちづくりの誘導」、さらに、「職員も県民の一人として認識を持って、地域の行事に積極的に参加する」と提言をまとめるに至りました。以上です。(拍)

多々納教授 大橋様、どうもありがとうございます。県民宣言、こちらのほうをまとめられるに至られた経緯、あるいはその前からずっと培われてきた水害に備える地域の知恵と文化。そのあたりのお話について、非常に造詣の深いお話をいただきました。どうもありがとうございます。それでは、次は田中様のほうからお話をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

田中副町長 滋賀県高月町副町長の田中でございます。今回の流域治水検討委員会は、9市町の副町長、あるいは特別に指名された方たちが入って、流域治水をやる枠組みを作っていくという行政レベルのあり方についての検討をするものという

理解をしています。

先ほどから話がありましたように、従来の河川管理者による川の中の防災対策に加えて、流域住民や地方自治体による川の外の対策も含めて総合的にやるということで、洪水災害に対する地域全体の防災力を高めるということでして、これは今後進めるべき方向ということで、行政部会の構成市町として、滋賀県さんと認識を共有していると考えています。

そういうことで、今後、治水行政については河川管理者である県、流域市町、住民という三者がそれぞれの責務を自覚して、協働して壊滅的な洪水を防ぐという共通の課題に対して、お互いに綿密に連携をし情報共有なり役割分担をしていくということがやはり求められています。特に超過洪水に対しては、今の川は役に立ちませんから、その部分について、超過洪水以上の洪水の時には、必ず流域治水は要ののだろうなということを考えています。

去年の8月に第1回委員会があって、実は先月第2回委員会があって、知事がおられる前で苦言を呈するのも申し上げにくいのですが、そんなに県と市町が議論を一生懸命交わしたという記憶がまだないのです。だからその辺もう少しきちっと、連携といいますか、対話があったほうが良かったのかなということを考えます。

それと、今日、行政部会の委員として、9市町の代表という形になっているのですが、今回、彦根市さんがある事情により離脱されているという非常に微妙な状況でありますので、その辺発言については少しご理解をいただきたいなと思っております。

今日は、私のほうでパワーポイントを準備していますので、当町の取り組みの話をまずさせていただいて、その後、県にお願いする事項を言っているということでございますので、その辺を述べたいと思っております。

【スライド2】これは高月町です。右上の黒くなっているところが、滋賀県の高月町の所在地です。非常に北のほうでございます。皆さん、滋賀県内の方でもあまりご存知ないかと思えますけども、よく覚えておいてください。高月町は大きな川としては、この4川があります。高時川は、木之本、余呉のほうから流れてくる一番大きな川。余呉川は、余呉町のほうから別のルートで流れてくる川。それから赤川は木之本町のほうから流れてくる川で、余呉川に合流する。山田川は湖北町のほうから流れてきたものが、町境ぐらいで高時川に合流するというので、北のほうの水が大体高月町で集まるという状況です。

【スライド3】これは、今、県で浸水想定区域図を作っていたのですが、当町は先ほどありましたように川が多いものですから、それぞれの川

ごとに浸水想定区域図を作成していただいております。これは高時川の浸水想定区域図であります。18年度くらいから作業をしていただきまして、一応今年度、余呉川もできるということで、今年度末くらいからそれぞれの川の重ね合わせをして、全体の浸水想定区域図を作る。それとともに、今年度末から来年度の初めくらいにかけて、洪水ハザードマップを作成するというので、各集落にその状況を下して、どういう形で避難経路を設定するかということを含め、やっていこうと考えております。

【スライド4】高月町は32集落あります。その中で、今、自主防災組織ができていますのは19集落でございます。19集落については何らかの形で防災対応をする規約みたいなものがあるわけでございます。ただ、それぞれ、「毎年、防災訓練をくださいよ」とは言っているのですが、自主的なものですから、できるところとできないところがあって、極力やっていただけるようお願いしているという状況です。

【スライド5】水防団です。高月町は、一応は水防計画の中で水防活動を行うということになっているのですが、実は消防団の各班が水防団に早変わりする。これは多分、県内でも違うと思います。たまたま湖北のほうは、かなり消防活動を多く盛んにやっています。県のポンプ操法大会で優秀な成績を収めているところもあると思うのですが、相当若い方が入って、日々、訓練をしています。水防訓練もその中に入れてやっています。(消防団員は)全部で300名弱おられて、32集落の各区に班があるわけです。その区の水防団として自主防災組織と連携して、それぞれの集落の水防活動を行うという形で、これはもしかして消防団がなかったら、おそらく水防団が維持できないことになるのだと思います。この辺も後でまた県にお願いすべきことかな、と思っています。

【スライド6】最近の取り組みとして、平成19年度から頑張る地方応援プログラムということで、特別交付税で措置されるということでありまして、高月町は高月安全安心まちづくりプロジェクトという、安心安全を主題においたプログラムをやっております。今回、高時川の浸水想定区域図が出ましたので、それを全集落に出向いて説明する、あるいは土砂防災区域に指定されたところについては、その関係区域については必ず説明をする。先ほどお話ししましたように、今年度で大体各河川の浸水想定区域図ができますので、それをハザードマップに直すにあたって、各集落の協力を得ないといけませんので、そろそろそういう話をしだしているということでございます。

【スライド7】これは、今年の6月の区長会で、各

区で洪水ハザードマップなどを使って、浸水想定区域図でもいいのですが、図上訓練を各区でやってくださいとお願いしました。図上訓練をやっただいて、避難するにはいろいろな問題点があるでしょう、遊び感覚で、ゲーム感覚でやってください、ということでお願いはしました。ただ、まだ洪水ハザードマップがありませんので、その出来上がりの状況を見ながら各区をお願いをしていこうと思っております。次の区長会では少しお願いして、その区長会の会合の中で図上訓練をしてもいいのかな、と思っています。

先ほど、片田先生から、なかなか災害時は行政からの連絡がいかないという話がありました。これは、区長会においては、区長さんがその場で判断してやってもらえないといけないと言っています。それくらい重要な立場にあるけども、その判断については町が責任を持ちますという話を区長さんにしています。区長さん方は「大変だな」というような認識でおられますけども、やはりそうしないと間に合いませんので、区長さんにはこういう機会を通じて、お願いをしている状況でございます。

【スライド8】特に高時川なのですが、堤外民地、川の中に民地があるのです。昔、川を改修した時にお金がなくて川の中の土地を買えずに、周りだけを、堤防のところだけを買って、中に民地があって、そこが昔は畑だったのでしょけども、洪水が何回も来ている間に、もう畑として立ち行かなくなって、竹藪がボウボウ生えているわけです。ものすごい竹木が生えているものですから、もし洪水が来た時には、これが流水阻害をして非常に危ない状況にあるということです。

今回、これについては県に処理費を工面していただきまして、各関係区の方が総出で、地元民130名がボランティアで出ていただきまして、広い範囲で作業をこの10月、11月でやりました。うちの町長も4日ぐらい出て、ずっと作業されて、お疲れでした。そんな状況でございます。

【スライド9】見通しが利かないぐらいだったところが、向こうの岸が見えたり、昔の太閤堤が出てきたりという状況になっています。これは、今の高月町はまだ流域治水まではいいいっていませんが、その前段としての取り組みでございます。

高月町の取り組みを見ていただいた上で、県にもお願いをしたいことをいろいろ申し述べたいと思っています。まず、要望事項としては、今回、先ほど見ていただいた立木、竹木の伐採をやったわけですが、それに対して支援をしていただいております。これは、高月町だけでやると下流の虎姫や長浜が危ないので、連携を取ってやらないといけないということで、なかなか単独の市町では難しいです。湖北

地域は建設管理部が2つなのです。木之本建設管理部と長浜建設管理部ということで。その連携を取っていただく。やり方の順番とか、お金の面もそうなのですが、非常にこれは効果的なので、やっていただきたいということです。

それから、組織については消防団が、本来は水防団なのですが、非常に役割を果たしているわけです。ただ、これは県の各地域でいろいろ形態が違うと思います。特に湖北の場合には消防団活動が非常に盛んです。盛んというのは相当投資をしているわけです。お金を出しているわけです。それによって、消防団員のモチベーションが上がって、それが平行移動して水防団活動もできるという状況になっています。この辺、持ちだしの部分の財政が非常にあるので、県の財政もすごく厳しいのはよくわかるのですけれども、事業として少し何か欲しいということです。

それから、川の情報を、最近携帯でもわかるようになってきたので、それをもっと住民レベルにわかりやすく提供できるように、役場を通さずに提供できるようにもう少し何とかならないのかな、と思っております。ちなみに、高月町は防災無線を全戸に配布してまして、防災情報はいつでも流せるという状況と、区長の携帯は大体われわれは知ってまして、いつも区長とは連絡が取れるような状況になっています。というような願いがまず1点。

それから2番目。これは、知事の機嫌を損ねるかもしれませんが先ほど片田先生から、治水安全度はこれからはどんどん下がっていきだろうという話があったのですが、流域治水というのは、超過洪水への対応なのです。ところが、今、知事は議会でいろいろご苦労をされているのですが、治水安全度、これが例えば淀川本川であれば200分の1という、200年に1回までは河川がもちますよと。そこから上が超過洪水なのです。ただ、高時川の場合には、この前の県のランク付けの中では10分の1。場所によっては5分の1。10年に1回、5年に1回という、だから6年に1回目ぐらいから流域治水の稼働を始めなければいけないという、同じ淀川水系であったとしても、流域治水活動がえらく早い段階、早い小さな洪水から始めないといけないという、過大な労力を住民に課するような気がしています。非常にその辺が淀川流域全体で公平性に欠けているという現実が、私は悔しくて悔しくてしょうがないという状況です。だから治水安全度の格差があって、下流等よりは相当重い対応をしてもらえないといけないということも、県民にそういう不都合な真実ということもきちっと話をした上で、それを原点に基本方針なりを定めて、いつかはそれに近いところまでは治水安全度は高めることも必要です。そう

いうことをきちっと明示した上でやる。

ただ、私が冒頭に申しましたように、流域治水を否定していません。はっきり言うともものすごく重要だと思えます。滋賀県内の河川施設は脆弱ですから、それ(流域治水)に頼らざるを得ないところが多分あるのだと思えます。だからものすごく重要なことであって、これはやはり県と市町、住民が連携して進める。ただし、公助の部分で治水安全度の現状があまりにも小さすぎるので、それを例えば 50 分の 1、100 分の 1 というように上げることはきちんとやります、それまでは、下流の住民に比べれば大きな流域治水ですよ、ということをきちっと明記した上で。そうでないとなかなか住民の方々も納得していただけない部分もあります。少し無理な言い過ぎたお願いかもしれませんが、そういうことで私の話を終わります。どうもすみません。(拍)

多々納教授 田中様、どうもありがとうございます。実際の行政に携わられている、その実感のこもったお取組の内容と、県へ、あるいはそのほかの河川行政に対する要望といったところもご披露いただきました。このあたりも含めて、嘉田知事のほうから、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

嘉田知事 改めまして、大橋さんに田中さん、本当にここ 1 年半ほど流域治水について熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。この県民宣言というのが、ここまでまとまったということ、これはたぶん全国に誇れることじゃないかと思えますので、これからどんどんお互いに進めていきたいと思っております。

それから、田中さんの行政部会、9 市町でなかなか温度差があり足並みが(揃わない)ということは、私もじっくり見つめさせていただいております。そういう中で高月町がここまで流域治水の視点で、地元でやっていただいているということを改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。

田中さんの話を踏まえて、今日はかなり本音ベースでお話をさせていただきたいと思えます。せっかくこれだけ、現場を良くしたいという思いで集まっている者同士でございますので。

まず、今、流域治水の話を出しますと、知事は全部責任を住民に負わせるのか、川をあふれさせていいのかということ、ずっと議会でも言われております。決してそうではないということ、先ほど中川が説明させていただきました。改めて確認をさせていただきたいのですが、今、渡っている資料(「しがの流域治水について」)の 10 ページです。滋賀県の治水対策の目的。これまでの対策はどちらかと

いうと川の中で安全に水を流す。もちろん、これはやり続けます。これを放棄したわけではありません。そこは理解していただいていると思えます。これはやり続けます。

ただ、今までどちらかという、県の中でやり続けますと約束をしながら、事実、できていないものがたくさんありました。それが、例えばダムにしても、芹川はダムで守りますと言いながら 45 年間進んでいなかったのです。大戸川もそうですし、それから高時川もそうです。「ダムでやります」と言いながら、45 年、50 年、今、取りかかったとしても何十年ということ。ダムの場合には、なぜ、そんなに時間がかかっているのかと言うと、社会的影響が大きいです。本当に水没していただくというようなことは大変なことです。納得をいただくのに何十年もかかる。

それから財政的にも大きいのです。例えば、今、湖東のほうで計画しております芹谷ダムですが、全体で 400 億円の予算でございます。今日の資料の中で、県の予算額は 8 ページです。これは先ほど、中川が紹介させていただく時に、ここ 10 年で河川の整備費は 4 分の 1 になっていますと言って、絶対額を申し上げませんでした。平成 9 年でほぼ 160 億円です。平成 20 年は 38 億円、つまり 4 分の 1 です。県全体で 504 河川あって 38 億円しかないのです。これは、私も本当につらいです。もっと、河川整備にお金は入れたいと思うのですが、人の命という福祉、教育のところは 8 割、9 割、場合によっては 10 割ということで確保させていただいております。それに対して、本当にこの河川のところは泣いてもらって、そして 4 分の 1 になっている。

38 億から 40 億円といいますが、これは国の補助費等もありますが、例えば芹谷ダムをやらせていただくと、県の他のところに本当にお金が回らないという状況にあります。そういう意味では、知事としては県下全域でバランスの取れた整備をさせてもらわなければいけないということで、それで一定規模の洪水を安全に流下させる方策として、中長期整備河川というのをやらせていただきました。これは全国でかなり先駆的なやり方だと思います。県下全域の航空写真をもって、504 河川、万一あふれたらどういう被害が起きるのかということで、人口や世帯数、それと要援護者の施設の数など 18 項目を積み上げて、そして危険度を出してきたのです。

その結果、35 河川が、まず川の中の整備を優先するべきところということで選ばれました。それを A ランク河川として、ここはきちんと県としてはハードのほうもやらせていただきます。そのハードを一方でやりながら、なぜ、今日のこの流域治水のソフトの話になっているかということ、改めてここに見て

いただいておりますように、気象状況の変化があります。例えば長浜で、7月18日に1時間に80mmという雨が降りましたが、長浜の町の中心部にドッと降ったのです。実はあの上流に長浜新川を、県は一生懸命、それこそ何十年もかけてハード整備してきたのですが、新川はあって少しはプラスになりましたけれど、やっぱりそれでは守りきれない。集中豪雨のような局地的なものは面的に支えないといけないということです。

それから2つ目が河川整備の限界。先ほど申し上げましたけれども、いろいろなハードの整備には時間がかかります。そういう中で、明日起きるかもしれない水害に対しては、きちんとまず流域治水を積み上げることが大事だろうと思います。

それから、社会状況の変化。これは共助体制の脆弱化を申し上げておりますが、プラスして社会状況の変化で私は大変怖いと思っていることが2つあります。30年間、滋賀県内の調査をし、そしてまた近畿圏のほぼ30か所くらい水害の調査をしてまいりました。

そこで発見したことは、水害の被害があった場所。堤防であれば切れ所というのですけれども、昭和28年(の水害)であれば、安曇川に切れ所があります。それから、それこそ日野川であれば、大橋さん、桐原のところから小南のところから切れ所がありますね。それから、愛知川でも切れ所があるのですが、実はその切れ所のところかなり新興住宅地ができています。これは土地所有者の立場からすると、切れ所は田んぼを作るのも不利なのです。だから、地価が安い。美田、つまり水害が起きにくいところは売らない。それで、どちらかというと切れ所的なところが売られる。住宅開発される。来た人たちはその履歴を知らない。水害が起きたことを知らない。そして、例えばリバーサイドニュータウンというようなことで、ここは自然が多いと。本当にこれは怖いと思いました。県内、まだまだたくさんそういうところがあります。場合によっては霞堤という遊水地の中にもあります。

それからもう一つは、行政の担当者そのものが、私自身も含めてですが、意外と過去の経緯を知らない。今、問題になっております大戸川ダムですが、あそこは必要だと国土交通省が説明した中に、昭和28年に44名亡くなりましたというのがありました。昭和28年に44名亡くなったのは、信楽の多羅尾というところの山津波なのです。ダムを作って守られるところではないのです。ですから、説明している行政の方も、その過去の経過をご存じない。実は丹生ダムのところも、「伊勢湾台風で13人亡くなった。だから、丹生ダムが必要だ」と説明されていたのですが、その時に13人亡くなったのは丹生ダ

ムのできる川筋とは違う、杉野川の上流の土砂災害、やはり山津波。土倉鉱山というところが崩れました。

そのようなことで、私たちはやはり大地をきちんと、歴史を知らないと本当に河川政策はやれないのではないのかということが、今回の流域治水の大変大事な視点でございます。そういう意味で、社会状況が変化をしている。急速に社会が変わり、過去の履歴を知らない方たちが行政の中にも住民の中にもいる。

そして4つ目が財政状況の逼迫です。こういう中から、どのような洪水にあっても人命を守るのが、この流域治水の背景の意味でございます。

多々納教授 後でまた、ラウンドがございますので、知事、どうもありがとうございます。

嘉田知事 水害の記憶と記録というパネルが、後のほうと外にありますけれども、ぜひこの流域治水政策室が一生懸命、過去の記録を集めております。皆さんの、自分のところはどのなのだろうということも含めて、関心を持っていただけたら結構です。どうもありがとうございます。(拍)

多々納教授 知事、どうもありがとうございます。今、ざっと、住民会議あるいは行政部会、それから全体を統括しての知事からのご意見という形で、滋賀県のこれからの治水政策といいますか、流域治水の考え方についてのご意見をお聞きしたわけでございます。

先ほどお願いしましたように、今、たくさん質問票をいただいております。まだ、出しそびれたという方がおられましたら、どうぞ手を挙げていただいて。スタッフが取りにまいりますので、よろしくお願いたします。

大きく分けますと、一つは県と住民の役割。それからホットな話ですね、ダム問題・淀川水系河川整備。それから改修の方法。それから、もう一つは変わったところでは、これ1番、まずやっていただきたいのですが、大橋さんの半鐘という質問があります。まず最初に、この大橋さんの半鐘からいきたいのですが、大橋様、半鐘の音をぜひ聞かせてください。300年ぶりに、日野川から出た半鐘らしいのでよろしくお願いたします。

大橋氏 半鐘の音を聞かせるということなので、メッセージをいただいておりますが、私も先ほど申し上げましたように、この鐘は、万治3年と裏に書かれていますので、1660年、だから348年前ということになるのです。これから今日まで、自分の町内から外へは1回も出ていないのです。自治会

長は歴代引き継いでいるのですが、今回も県の依頼があったので、私と自治会長で持ってきていますので、テレビ等に出れば、「あれ、うちとこの町内の鐘が出るとるやないか」ということで騒がれるんじゃないかと思って心配はしています。それほど町内では貴重なものだとということで、引き継ぎをさせていただいております。

日野川の水が一定量まで増水した場合、それはやはり地域、地域で一つの目安があるのです。この所のここまで水が来たら、町内に一遍鳴らして回り、一所帯一人ずつ公民館に寄ってくれと。そして、危険水位が突破するとなった時には、もう一遍町内を回って、今度は連打で、「ちょっと危ないよ、もう避難せい、準備せいよ、避難しかけよ」という意味で、一定の暗黙の了解と地域ではなっていたのです。それが先ほど申し上げましたように、昭和34年の伊勢湾台風が私は最後の記憶として残っておりまして、それから洪水で身の危険を感じるというような状態は経験しておりませんので、若い世代、もうそれは50年になりますから、いわゆる30代、40代の子は、「そんなことあったかいな」という状態で、これ(半鐘)の取り扱い自身もわからない。自治会長はもう今、50そこそこになりましたので、「これ、どないして使うんやろ」というのが現実なのですが、私らは伝承されていますので、これを受け継ぎ、また子孫にも残していきたいという思いでございます。

それでは、若干ですが、鳴らさせていただきます。

一定の水量になった時、町内をふれて回る。これが正しいか、記憶が新しくないので、大体これだったということでご理解をいただきたいと思えます。「カーン、カーン、カーン。カーン、カーン、カーン。」このようなことです。

連打になる場合。「町内、ちょっと危ないぞ」ということで、「あ、これは危ないな」、みんなそれぞれが身構えるという時の鐘の叩き方です。「カン、カン、カン。カン、カン、カン、カン。カン、カン、カン。」このように、冷静に打っていますが、実際は連打で町内を駆け回るといような感じです。

そしてもう1点。これを見てください。普通の市販されている木槌じゃないです。枝を細工しているのです。有事の時に、叩かないといけないのに叩くものがないという形で使われたのではないかなと思えますが、これは本当に、私も改めて見させていただいて、木の枝を細工して叩きやすいようになっているのです。これが、今日までのいわゆる古来からの治水の備え、知恵だったのではないかと、こんな思いがします。以上です。(拍)

多々納教授 大変ありがとうございました。あと、ここに幾つかグループ分けしてある質問があるのですが、これを今、ざっと全部読ませていただきました。これを一つずつ取り上げますと、少し重くなってまいりますので、若干まとめていきたいと思えます。

1つ目、県と住民の役割について、という話。あるいは、さきほどのダムのところでも出ているのですが、要するに、県民の意見というのは河川整備にどうすれば反映されるのだろうか、という議論が、幾つかの質問で出ています。それはダムの話でもそうでありまして、それから河川改修の話でもそうあります。それを活かすためのチャンネルというのがどうあるのか、あるいはこれをどう考えていったらいいのか、とこういうご質問がありました。これはまた後でお聞きします。

それから今度は、実際にいくつかの活動をされている方からのご意見で、どうすれば県やほかの皆さま方、例えば町とか企業の皆さんと一緒に協働した治水に対する取り組み、地域防災力を高める取り組みを進めていけるのだろうかという、そういうプログラムに対する助成といいますか、支援の仕方のような話があります。これは田中様のほうからも先ほど消防団へのモチベーションという言葉で問われたことかな、と思えます。

3点目なのですが、先ほど知事もおっしゃっていましたが、歴史を知らないという議論がありました。伊勢湾台風が関西に来るといようなことが、直撃があったとしましたらという議論を書いておりますけれども、水害の記念碑の話が実際にこの中であります。これは質問なのか分かりませんが、そういうものを残していくことの重要性ということを指摘していただいているのではないかなと思えます。

大きくわけますとそのあたりの議論になるのかなと思えますが、もう一つは、最後、私のほうから4つ目の質問といいますが、論点として提示したいのは、「流域治水は超過洪水対策か」ということなのです。ここでの議論ですね。ハードとソフトという言葉で普通分けてみたり、構造的な手段・非構造的な手段と言ってみたり、何かよく分かりませんが、河川改修や物、施設で対応する、それを超えたところではほかのもので対応せざるを得ない。でも、大事なところは、滋賀県でやられたことで、私が一番よく知っているのは、実は河川整備のできるころまでというのはここまでです、という計画を、もうすでに示された上で、ここから先は、もう一生懸命やってもなかなかできません、と正直におっしゃっているところかな、と思えます。それがあから、今度逆に、そのできないところに関しては、何もせ

ずに放っておくというのはあまりにも無責任だろうと。何もせずに放つとかずに何かしなければならぬ。それを、皆さん一緒に考えませんか、という活動が、多分、流域治水だな、と思っております。

そういうふうを考えますと、次のステップとして、できれば多く、その放つとかれないところを増やしていきたいと。それについて、どういうふうな仕組みづくりで地域の皆さんや、行政の間で調整されるのか。このあたりも興味があるところだと思います。これは多分、最初のところの、住民の声をどのように聞いていただけますか、というところとも関連すると思います。そのあたりを含めて4点ほどございますが、申しわけありません。どなたでも結構ですから、お答えいただければありがたいと思います。よろしく願います。

まず1点目ですが、住民の皆さんとどういう形、チャンネルをもって、その整備を進めていきますか、どういうやり方がありますか。このあたりについて、いかがでしょうか。

嘉田知事 それでは、私のほうから先に。平成9年に河川法が改正されまして、河川整備計画という、それぞれの川を今後、20年、30年、どういうふうにハードを基本にしながらも整備していくのかという計画を作るにあたって、項目として住民意見の聴取というのが入りました。それを踏まえて県は、それぞれの流域別に川づくり会議というものを制度化しております。7圏域プラス琵琶湖で8圏域でしょうか。そういうところで、先ほど大橋さんが日野川みらい会議ということをおっしゃいました。日野川みらい会議もそこからです。ですから、川づくり会議をずっと行ってきております。ハードがどこまでできるのか、限界があるなら、ここは自覚をしようということを出したのが、今回の中長期整備河川です。ある意味で、今までの計画を見直したということなんです。それと今回のこの流域治水です。この2つをいわばたたき台にして、この圏域の河川整備計画を作らせていただく。そこにはぜひ今日お越しの皆さん、それぞれの圏域で声をかけさせていただきましますので、ご参加いただきたいと思えます。

今、淀川水系で問題になっているのが、淀川水系の京都、大阪を含めた形での、国の河川整備計画です。国のそういった計画と県の計画と両方あるということです。県の計画作りはこれからそれぞれの流域で再開をさせていただくということです。そんなことをご理解いただけたでしょうか。

多々納教授 ありがとうございます。知事から先にお答えいただいたのですが、このお答を踏まえて、

それぞれの立場から何かご意見ございませんでしょうか。大橋さん、いかがですか。

大橋氏 回答になるかならないか分からないわけですが、確かに、流域治水、われわれも住民会議の中で、いろいろ議論してまいりました。本当に流域治水をなぜ改めてしなければならないのか。

といいますのは、やはり私も冒頭に申し上げました。その川の地域、地域で治水の対応が出来上がっていたのです。例えば冒頭に申し上げました、私の住んでいるところには二線堤があります。遊水地があります。防備林が備わっている。ということですが、今の近代治水といわれる状態になりますと、全部川の中にとどめてしまおうという形であります。だから、それ以上の、いわゆる超過洪水が来た場合は、これは本当に壊滅的な被害が出るのではないかとそんな思いがするわけなのです。そのために、これから住民として、先ほどの片田先生がおっしゃったように、いわゆる行政任せという状態で本当にいいのかというところで、この住民会議も、一応提言は今日させていただきましたが、今年度中にそれぞれ、先ほど知事もおっしゃったように、川づくり会議でやっていただいた皆さんと、これからどうするか、どの地域でどれを目指していくのか、ということに議論を進めていかなばならないのかな、こんな思いでございます。

今、二線堤やいわゆる防備林と、そんな話を申し上げていますが、私のところの状態をもう一度申し上げますと、本当に日野川で悩んでまいりました。そのために、聞いているのは、わざわざ自分でもっこを担いで、町内で二線堤の堤防を造り上げたんやと。そこは危ないから、また1kmほど離れたところへ全部集落ごと移転しているのです。再々この水に悩まされてきて苦労いただいている。だから、自分のところには4つの組があるのですが、一つ組ごとに疫病を封じのお宮さんが全部あるのです。それほど水が浸かっているものだから、今度は疫病に悩まされたのです。その状態が地域なのです。

それも、1年に1回はお祭りしているのですけれども、なぜしているのかいうことはまだ十分に皆さんに伝わっていない。それが伝道していった地域は地域で守らないといけないわけですが、いつか行政任せになってしまったのです。しかし、改めて、私は河川改修であろうとダム造りであろうと、これは目的ではないのだと思うのです。手段なのです。人の命を守るといのが目的なのです。そのために、河川改修をやっていただいて、またダムもやっていただくということになっておるのですが、このごろ何か手段であってすべて目的のような感じでとられているのではないかな。そのことをもう一遍原点で、

住民は考えていけないといけない、という思いです。

多々納教授 ありがとうございます。田中さん、いかがでしょうか。

田中副町長 県とほかの方たちが協働して取り組みを進めていくのに、どうしたらいいのかという話がありました。これ自体は、われわれ町の立場としては、日々は消防団の皆さんにお願いして、何かの時には水防団に早変わりということをやっているわけです。今回、県の川づくり事業、川の竹林伐採については、なかなか大変でした。今まで、この何十年間かきちんとやったことがないということもあり、また、民地ですから、河川管理者の県が直接手を出すことができないのです。不在地主もおられるわけで、不在地主の方にはごめんねという感じで、その集落で責任を持ってもらうという形で対応するというので、最初はやり始めたのです。しかし、これは非常に竹が密集して大変だということがわかってしまって、途中から、実は土日かけて消防団イコール水防団にお願いして、若い人たちに来てもらったというようなことがあります。若い力で相当やってもらったというところがあります。

何が言いたいかというと、実はまだ高月町は過疎化はそんなにしていません。ただ、県内の各地域において過疎化されているところはあると思います。そうすると、何か地域で作業をしようと思っても、その担い手がなくなりつつあると思うのです。そこで企業さんと連携ということもできると思うのですが、過疎化しているところでは企業さんもないのです。どうするのかな、という話で、この前その話を行政部会で出したのですが、水害に遭わないまちづくりの話に押し込められてしまったので、私も少し腹が立ったのですが、実は過疎対策とか、企業誘致を含めて、やはりそういうきちんと人が定住できるような、という観点もやっぱり含めるべきではないのかという話をしたのだけでも、結局その水害対応のまちづくりの話に押し込められてしまって、話が違っただけだなと思ったという笑話ですけど、そういうことがありました。

ということで、非常に担う人がいなくなってきたということ。もう一つは、中高年、団塊の世代が卒業されて、そういう方たちがどこまで担っていたのかという、おそらく頭の中は非常に整理されているいろいろな知恵を持っている方だと思いますが、体力的な意味でどこまでついてきてくれるか、という心配な面がありますので、その辺をどういうふうにお手伝いしていただけるか、という仕組みをやっぱり作る必要があるのではないかなと思っています。

それと、中長期河川の検討結果でしたか、あれについては、その整備構想がそれぞれの川づくり会議でやるということで、全然明らかになっていない部分の不安があって、その辺がどうなっていくのかなというのが、課題としてあるのではないかとということ。そして、多々納先生が言われた、超過洪水うんぬんという話なのですが、私が言いたかったのは、財政的な制約があって、なかなか滋賀県というのは流域治水しかあり得ないという事実というのがあると思う、それは理解をするのですが、あまりにも淀川水系全体としての格差が大きすぎると。これはいかんともしがたい事実なので、ここははっきり言って、滋賀県民情けないぞという感じが少しあるので、その辺なのです、言いたいことは、そういう趣旨でとらえてください。

多々納教授 最初に言われた、この辺の議論すべきところ、この議論は一体どこでしたらいいのでしょうか。知事、いかがでしょうか。

嘉田知事 まず、本当に高月町さん、ご苦労いただいております。例えば、川の樹木伐採をしたらいいじゃないか、土砂よけたらいいじゃないかと、労力だけあったらと考えがちなのですが、先ほど田中副町長さんが言うてくださったように、所有関係がとつてもややこしいのです。高時川に堤外民地という私有地が1,700筆だったのでしょうか、あるのです。ですから、県が例えば木を1本切るのも、所有者の了解を得ないと、これは法律を犯すことになります。そういう法的な問題は地元で協力していただいて、クリアをして、そして労力も出していただいて。今回のあの作業は県は何も助成金とかなかったのですか。

田中副町長 伐採したものの処理経費と、あとは少し各集落に対するちょっとした日当相当分でした。(笑)

嘉田知事 すいません。ちょっとしたものだけだったということで、実はこれも、お金のことを言うのは嫌なのですが、(県管理河川の延長が)県下全域で2,300kmでしょうか、維持管理費が8億円なのです。これが(国)直轄河川になりますと、例えば、滋賀県内のある直轄河川ですが、14kmで1億6,000万円。かたや2千数百kmで8億円。14kmで1億6,000万円というくらいですから、国はお金を持っているので、少し財源を下さいよ、と言っているのですが、なかなか財源が来ないという悩みがあります。今、国といろいろ分権の交渉をしています。

そういう中で、田中さんが下流は200年の安全度だけど、上流は（安全度が低い）ということなのですが、下流の淀川の枚方地点では200年ですけれども、それは影響が大きいからなのです。枚方地点で1万t流れて、人口が200万人～300万人いる。上流は滋賀県全体でも140万人です。ただ滋賀県も琵琶湖総合開発の時には100年確率ということで、目標はありました。しかし100年確率を達成しようとすると、たぶん100年以上かかって何兆円と必要になると思います。

今日、皆さんにお配りした資料の中で、6ページですが、一級河川で10年確率の治水安全度を確保するには、今後60年以上を必要として、残事業費6,000億円。1年あたり100億円なければいけないのですが、今、1年に38億円しかありません。もちろん県は頑張っています。上下流バランスのとれた安全度ということは申し上げております。ただ、川の大きさが全然違います。淀川ですと大体最大1万t流れます。滋賀県は全部集めて最大1万tです。そんなところですから主張はしますけれども、影響は違うのでやっぱりそれぞれの地域、地域にあった安全度ということは、これは認めなければいけないのかなと思っております。決して上流が下流に妥協しているわけではないのですが、しかし、それぞれの予算の中で考えないといけないということです。

多々納教授 はい、ありがとうございます。会場からたくさん質問用紙をいただいたのですが、今の議論の中で十分まだ議論できていないと思います。が、どうしましょう。今この場で、どうしても、今一言聞いておきたい。あるいは発言したいという方がいらっしゃると思うのです。時間は、今もうきているのですが、よろしければ手を挙げていただきましたら、お一人、お二人に限りまして、ご質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

参加者1 彦根から来ました と言います。彦根といいますと、先ほど田中さんが言われましたように、市長がダムのもめていろいろありますけれども、彦根もいろいろな川があって、野瀬川、平田川が相当流域的には危ないのです。今回、この水害から命を守る地域づくり滋賀県民宣言を出された、住民会議に一般傍聴で何回か寄せていただきました。そこで話し合った中で出たのは、こういうようなものを出した時に絵にかいたもちになるのかと。県民のガス抜きとして出したようなものというのがよくあるのです。これをもとにして肉付けされていくのか、逆にこれをまたそぎ落として、いわゆる県の職員さんがいいように利用していくようなものにしていくのかという、不安があるのですが、

これはやっぱり肉付けされていくものなのか、知事のほうに質問したいと思います。

嘉田知事 もちろん肉付けさせていただきます。これからそれぞれ地域ごとの河川整備計画を作らせていただきますので、そちらにおいて、さっきの中長期整備Aランク、Bランクなどと両輪になっていく計画でございます。ただ、これは一方的に県だけが（進める）ということではなく、まさに住民宣言ですから一緒に肉付けしていきましょうということで、 さんも質問をした手前、きっと責任を逃れられなくなるということで彦根のほうは心強いですね。ぜひ、一緒に肉付けをしていきたいと思えます。

多々納教授 それでは、最後にどうぞ。

参加者2 後ろに女性の方、おられますけども、私の次に。私は簡単に終わりますから。 と申します。今日の京都新聞の朝刊に、県議会の嘉田知事の発言をめぐって、近畿整備局のホームページに嘉田知事が不快感を示されたというような記事があったのですが、議会中なものでぜひ説明責任というのか、この内容を住民にこんなもんですよ、ということだけ簡単にお話し願えればありがたいのですが。以上です。

嘉田知事 結論的に言いますと、（淀川河川整備計画（案）について）6月20日に国から知事意見を求められて、それで、滋賀県の場合には大戸川ダムの問題も含めて知事意見を出すには議会の議決が必要なので、議会に12月3日に提案をしまして、3日にすでに代表質問、8日に集中審議ということで、かなりみっちり議論させていただいております。（近畿地方整備局は）そこで私が答弁したことが正しくないと言っているのです。まだ議事録もできていません。滋賀県の議会は大変情報公開が進んでおりまして、議場でやっていることをすべてインターネット・ホームページで出ております。国内だけではなくて、世界でヨーロッパからもアメリカからも、とにかくインターネット・ホームページで出ております。ホームページの私の発言と質問を起こして、それで特に2点ありまして、「大戸川ダムができなくても、下流の宇治川、淀川のここ30年の治水安全度は守れる。ですから、ダムなしで計画は成り立つはずだ」ということを、民主党のある方に聞かれた時に、「県が計算した結果はそのとおりです」とお答えしたのですが、「それは問題だ」というふうにホームページで近畿地方整備局が意見を言われました。

それからもう一方は、これは急に昨日来たのですが、大戸川の河川改修をしたら下流にどう影響があるかということで、ここも県として計算をして、仮に550tまでは少なくとも河川整備計画上の影響はいけるはずだと出したのですが、それに対してもご意見がきました。

そういうことで、私は今、議会で意見を言っているので、まだこちら（国に対する知事意見）は出してないのです。議決をいただいてから出すのですから。今の段階で個別のことを言われたら、そもそも議会という場の、滋賀県の自治が成り立たないんじゃないのかということで大変懸念をしております。そういう意味では、地方整備局は県の意見がまとまってから、後からここのデータはこうだ、ああだ、ということはいっていただいて結構だと思うのですが、その途中経過についての一つずつのデータについて、まして、知事答弁に対して、そういうことを途中で言っていただくことに、不満を（もっている）ということでございます。

参加者3 すいません。琵琶湖河川レンジャーのと申します。現在、NPO天気村さんと、ウォーターステーション琵琶湖河川レンジャーで、災害弱者、お話にはあまり出てこなかったのですが、高齢者の方のお話はよく出てきましたけれども、子育て世代、小さい子どもを持った災害弱者となりうる、子育て世代を対象に防災プログラムについて取り組んでいます。現在、プログラムの試行中ですが、将来的には国、県、市、企業、地域が一体となった総合治水訓練につなげたいと考えています。県として、協働、協力していただける機会はありませんでしょうか。よろしくお願いします。

嘉田知事 はい。それでは、私のほうで。災害弱者のこと、確かにきちんと今日議論できていないのですが、住民会議の中でも議論いただいておりますし、私たちも子育て世代、あるいは外国人の方、日本語がよくわからない方などを含めて、計画の中でいろいろ詰めていきたいと思っております。ぜひとも、今日、ここにお越しいただいたことをきっかけにして、具体的な意見を県のほうに寄せていただけたらと思っております。

今回、河川レンジャーということで、国のほうで一つ制度化、試行的にしていますけど、今回の知事の意見書の中にも、河川レンジャーをもうちょっと、今、試行、試しにやっておりますが、強化をしてくださいという意見を出しておりますし、県としても河川レンジャーというようなものは、ちゃんと作りたいたいと思っております。それが、先ほど川づくり会議といいましたけど、県とあるいは川と人を結びつ

ける大変大事な役割になっていただくと考えております。

田中副町長 要保護者の関係で、まだ高月町はできていませんが、やろうというところは各市町ではあると思います。地域の福祉計画、特に社会福祉協議会などが各市町ごとに、市町で地域福祉計画を策定する中で、各自治会や区の単位で、要保護者をきちんと把握をすることになっています。ただ、なかなか難しいのです。要保護者となるとプライバシーの部分があるので、その辺をどうするのかというのが、なかなかちょっと私も理解できていないところがあって、そういう方たちをあらかじめきちんとマークして、あらゆる災害の時に優先的に対応できるような状況の計画を作ろうということをやっているのです。なかなか作成が難しいという状況です。ということだけ、お伝えしておきます。以上です。

多々納教授 ありがとうございます。司会の不手際で、時間のほうが大幅に超過してしまいました。今、ここで挙げていただきました議論、あるいはテーマは非常に重要な中身がたくさん入っていたと思います。特にやはり対話、あるいは議論というところの重要性ですね。先ほど田中様のご発表の中でもありました。行政部会のほうに2回しか部会がなくて十分な議論ができていないとは本当は思えない、というようなお話もありました。大橋さんの住民会議のほうは、合計15回議論を重ねられた上で、こういう県民宣言ができました。

県のほうは、これから、多分、流域治水基本方針を作られるにあたって、それぞれのところを、ここを出発点として詰めていっていただけるのだと、こういうふうに思います。そこの中では、おそらく今の議論の中でも出ていました、川づくり会議や、あるいは地域別の河川整備計画といったところの中で住民と行政が一体となった、協働型の治水に進んでいっていただけるのだと、このように確信しております。

これからの滋賀県の治水。私もいろいろなところでみておりますが、滋賀県の治水に対する取り組みは、協働型とか流域治水とか、そういう観点でみますと、全国でも秀でて素晴らしい取り組みをされているところだと思っております。そういう観点からしますと、このような住民と協働した形で進めていく地域づくり滋賀モデルというものが、今後大きく花開いていくためには、まさに、今日ここに集っていただいた皆さんのような、熱い心を持って、積極的にかかわっていただける住民の皆さんのご協力が必要だと思っております。

今日は拙い司会で、意を尽くした議論ということ

ろまではいきませんでしたけれども、今後ともこういう機会にご参加いただきまして、一緒に議論していければと思います。パネルディスカッションはここで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍）

司会者 多々納先生、大橋様、田中様、ありがとうございました。本日議論をしていただきましたご意見等を踏まえまして、滋賀の流域治水を滋賀モデルとして皆さまとともに取り組んでいきたいと思っております。長時間にわたり議論いただきまして、本当にありがとうございました。（拍）

